

4-1 学校教育編

写真を掲載予定

写真を掲載予定

4-1 学校教育編 「『生きる力』の育成」

現状と課題

子どもは、人や自然、社会との関わりの中で日々成長していくものであり、限りない可能性をもった未来を担う存在です。

これまで横須賀市の学校教育では、目指す子ども像を「人間性豊かな子ども」とし、各学校では、これをもとに学校教育目標を定め、その実現に向けて努力を積み重ねてきています。

ここでは、子どもの「生きる力」の育成に必要な施策を講じるために、学校教育に関わる現状と課題を、子どもの状況と学校の状況の両面から捉えます。

1 子どもの現状と課題

子どもが社会の変化に受け身で対応するのではなく、主体的に向き合い、自らの可能性を發揮し他者と協働しながら、豊かな人生を切り拓き、よりよい社会を創造していくためには、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」のバランスのとれた「生きる力」を育むことが重要です。

そこで「学力や学習の状況」「心の状況」「健康・体力の状況」という視点から、子どもの現状と課題を捉えます。

(1) 子どもの学力や学習の状況

国内外の学力調査の結果によれば、わが国の学力は近年改善傾向にあり、平成27年に経済協力開発機構（OECD）が実施した生徒の学習到達度調査（PISA 2015）においても、科学的リテラシー、読解力、数学的リテラシーの各分野において、引き続き平均得点が高い上位グループに位置しています。子どもたちの学習時間については、増加傾向にあるとの調査結果もあります。一方で、判断の根拠や理由を明確に示しながら自分の考えを述べたり、実験結果を分析して解釈・考察し説明したりすることについては課題があることが指摘されています。また、学ぶことの楽しさや意義が実感できているかという点では、肯定的な回答が国際的に見て相対的に低いことが指摘されています。

本市における全国学力・学習状況調査^(注29)の結果を見ると、小学校の国語では、目的や意図に応じて書く事柄を整理したり、自分の考えを書いたりすることに課題があります。また、中学校の国語では、根拠を明確にして自分の考えを書くことについては力が付いているものの、集めた材料から整理して文章を構成することについては課題が見られました。算数・数学では、小中学校とともに、示された情報をもとに筋道を立てて考え方を述べたり、必要な情報を選択し数学的に表現したりする力に課題があります。

本市では、子どもの学びを豊かにする読書活動の推進にも取り組んできました。児童生徒の読書活動については、平成28年12月の横須賀市中央図書館の調査において、「1ヶ月に1冊以上本を読む」小学生は88.9%で、平成29年度末の目標値88.0%を達成しており、学校司書^(注30)の全校配置とあわせ読書活動が効果的に推進されています。一方で、中学生は58.1%と目標値に至らず、平成23年基準値64.1%からの改善を見ることができない状況です。そこで、小学校から読書活動

の習慣化を図るとともに、小学校での成果を参考に中学校での読書活動の推進を図っていくことが求められます。

平成 27・28 年度の「学力・体力・生活意識調査の専門的分析」において、本市の子どもたちの学習意欲には、自己肯定感が大きく相関のあることが明らかとなりました。

わかる授業を通して、基礎的・基本的な知識や技能を身に付け、自らの知識や経験を基に問題を解決できるようにするなど、子ども自身に学ぶことの楽しさや自分の成長を感じさせ、さらなる学習への意欲や自己肯定感を育てていくことが重要となります。

なお、平成 28 年度「横須賀市教育アンケート」では、『授業理解度』の項目において、「よくわかる」、「だいたいわかる」を選択した児童生徒は、小学生で 82.3%、中学生で 62.3%、高校生で 56.8% となっており、平成 24 年度「横須賀市教育アンケート」と比べ、小学生と中学生において授業理解度が向上しています。また、『学校外での勉強時間』の項目においては、「ほとんど学習をしていない」を選択した児童生徒は、小学生で 11.0%、中学生で 16.4%、高校生で 49.9% となっており、平成 24 年度「横須賀市教育アンケート」と比べ、いずれの学校段階においても改善し、児童生徒の学校外での勉強時間が増加しています。しかしながら、全国学力・学習状況調査^(注 29)の結果では、「家で、学校の宿題をしているか」の項目については肯定的な回答が多いものの、「家で、自分で計画を立てて勉強をしているか」の項目での肯定的な回答が全国平均値と比較して下回っているなど、主体的に学習に取り組む態度には課題があります。そこで、主体的な学習習慣の確立を図るために、学校以外の場での学習を支援する「土曜寺子屋教室」を実施しています。家庭や地域と連携して、児童生徒の学習習慣を確立し、学力を向上させていくことが一層求められています。

(2) 子どもの心の状況

全国的な傾向として、暴力行為の発生件数、不登校^(注 6) 児童生徒数は依然として相当数に上っており、いじめにより重大な被害が生じた事案も引き続き発生しています。

平成 28 年度に国立青少年教育振興機構が行った調査などでは、中学生、高校生において自己肯定感や社会参画に対する意識に関し、肯定的な回答が国際的に見て相対的に低いことなども指摘されています。

また、子どもの心の成長に大きな影響を及ぼす家庭環境については、三世代世帯の割合の減少やひとり親世帯の割合の増加などの家庭環境の変化に加え、地域におけるつながりの希薄化など地域社会の変化に伴い、子育てについての悩みや不安を相談できる相手が身近にいないといった家庭教育を行う上での課題が指摘されています。

本市の各学校では、学校をあげてあいさつ運動に取り組んだり、異学年で一緒に活動する場を設定したり、学習の場を地域や社会に求めたりするなどして、多くの人の関わりを通して豊かな心を育もうとしてきました。その一環として、各学校では、学校教育全体を通して計画的に道徳教育を推進し、児童生徒の道徳性の涵養に努めてきました。平成 30 年度、小学校からスタートする「特別の教科 道徳」では、答えが一つではなく正解が存在しない問題について、多様な考えに触れながら、どのような考え方をすればよいのか、何を大切にすればよいのかを一人一人が考えることが求められています。今後ともさまざまな機会を通じて道徳教育を一層推進することが求められています。

平成 28 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」^(注30)において、本市における暴力行為の発生件数は、小学校、中学校ともに増加しています。特に低学年の男子児童の暴力行為が増加し、学年が上がるにつれて内容がエスカレートする傾向がみられます。

また、本市におけるいじめの認知件数は、増加していますが、これは、各学校において初期段階のケースも含め、積極的にいじめの認知を行っていることによるものです。今後もいじめをより早い段階で認知し、重大な事態に至らないよう対応策を立て、取り組むことが求められています。

長期欠席の出現率は、ここ数年増加傾向にあります。特に中学校 1 年生での不登校^(注6)が増えており、小中一貫教育^(注4)の視点を大ににして、より丁寧な支援をしていくことが求められています。

子どもの心的一面を映し出しているともいえるこれらの状況を改善するために、各学校では一人一人に目を向けた細やかな指導を心掛けるとともに、スクールカウンセラー^(注22)や、ふれあい相談員^(注21)、登校支援相談員^(注21)など、子どもや保護者が不安や悩みを相談できる人材を校内により有効的に活用することが不可欠となっています。また、教育委員会「教育相談」や関係諸機関との適切な連携も求められています。今後も引き続き、子どもの気持ちに寄り添い、状況の改善に向けて、具体的な支援策を検討するとともに、より一層、支援教育^(注7)の視点に立った日常的な取り組みが求められています。

(3) 子どもの健康・体力の状況

子どもの体力は、全国的な傾向として、低下傾向にはおおむね歯止めが掛かりつつあるものの、昭和 60 年頃と比較すると、依然低い状況にあること、積極的に運動する子どもとそうでない子どもの二極化が顕著に認められることが指摘されています。また、感染症やアレルギー疾患、メンタルヘルスなど児童生徒の現代的健康課題が多様化・深刻化の傾向にあり、これらに適切に対応する必要があることも指摘されています。また、食を取り巻く社会環境が変化し、栄養摂取の偏りや朝食欠食などの食習慣の乱れなどに起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギーなどの健康課題が見られており、食に関する必要な情報を自ら収集し、意思決定や行動選択を行うことができる力を育むことも課題と言われています。

平成 28 年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、全国と本市の結果を比べると、新体力テスト^(注31)の半数以上の種目で全国平均値を下回っており、体力合計点^(注32)では小中学生ともに全国平均値との差が見られます。生活習慣では、毎日朝食を摂る割合が、小中学生ともに全国平均値を下回っており、中学生の方がその差が大きく開いています。睡眠時間については、体力との関係で最適と言われている「小学生は 8 時間以上」、「中学生は 6 時間以上 8 時間未満」の割合が、小学生では全国平均値を若干上回り、中学生は全国平均値を下回っています。

また、平成 28 年度「横須賀市教育アンケート」では、スポーツや運動が好きという回答の割合が、学年が上がるにつれて減少する傾向が見られます。体力は、人間の活動の源であり、健康の維持といった身体面の他、意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わっていると言われています。このため、子どもの発達段階に応じて計画的に体力の向上、健康の確保を図るとともに食育^(注5)を充実すること、また、学校と家庭が連携し、運動や食事、睡眠などの望ましい生活習慣の確立をはじめ、健やかな体を育成する取り組みを進めていくことが求められています。

2 学校の現状と課題

学校の役割は、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」のバランスのとれた「生きる力」を育成することです。そのためには、教職員一人一人の力量や学校の組織としての力を高めるとともに、外部の教育力を活用するなど、家庭や地域、校種^(注33)の異なる学校などと連携することが不可欠です。また、子どもが安全で安心して過ごすことができる施設や設備の整備や修繕はもちろんのこと、教育の質を向上させたり、個々の教育的ニーズに応じたりするための専門性のある職員の配置など、教育環境の整備をハードとソフトの両面から進めています。

そこで「学校の組織力・教職員の力」「校種間・家庭・地域との連携」「教育環境の整備」という視点から、学校の現状と課題を捉えます。

(1) 学校の組織力・教職員の力

各学校では、学校教育目標の実現に向けて教職員が力を合わせています。また、さまざまな課題に組織的に対応できるよう、総括教諭などをグループリーダーに位置付け、組織の在り方も見直し、学校の組織力を高めています。また、「学校評価」により自校の教育活動の状況を捉え、改善に生かしています。学校評議員^(注34)はもとより、保護者や児童生徒へのアンケートを活用した自己評価^(注35)だけでなく、学校関係者評価^(注36)に積極的に取り組み、評価の客觀性や妥当性を高める努力をしています。このことにより、学校運営に関する具体的な改善策を打ち出すことができるようになり、児童生徒や地域の実態に合った学校づくりが進められています。なお、1(2)において述べていますが、いじめに関しては大きな社会問題となっており、未然防止や早期発見、適切な初期対応が求められています。このため、各学校では「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「学校いじめ防止対策委員会」を設置し、校内で組織的に対応する取り組みが進められています。

教職員には、子どもが学び合い、学ぶ喜びを感じられる授業を行うことや、子どもの心に寄り添いながら対応すること、学級や学年といった子どもの集団としての力を高めることなどが求められています。そのために、小学校1・2年生で実施されていた少人数学級^(注37)を、平成28年度から小学校3年生まで拡充しました。

子どもを取り巻く環境の変化から教育課題も多様化する中で、いじめ・暴力行為・不登校^(注38)、一人一人の教育的ニーズに対応する力や、小学校外国語活動^(注39)、小学校外国語、特別な教科道徳、さまざまな教科を通じて行う情報教育・キャリア教育^(注40)・食教育^(注41)・環境教育・プログラミング教育^(注42)などを推進する力も求められるようになりました。教職員は、研修や校内研究などさまざまな機会を通して、自己の資質や能力を高める努力をしています。一方で、さまざまな教育課題に対応するための会議や打ち合わせ、事務処理、報告書の作成、学校に寄せられる意見や要望への対応など、仕事が多岐にわたり、子どもと向き合う時間が十分に確保されていない状況にあります。教職員が意欲・やりがいを高め、その使命と職責を遂行し、健康で充実して働くことができるよう、学校における業務改善の促進を図る必要があります。

また、ここ数年の大量退職により、毎年90人近くの新規採用教職員が配置されるようになりました。経験を積み重ねてきた教職員の大量退職により、年齢構成にアンバランスが生じています。その結果、児童生徒指導や教科指導、学級・学年経営などに関するさまざまな指導技術や経験に基づく適切な対応の仕方が継承されにくいくことや、リーダーシップを発揮して学年や学校を動かす人

材が急激に不足することなどが懸念されます。このような状況の中、平成29年度から小学校低学年を担任する経験年数の少ない教員を対象として、指導力を強化するための小学校低学年授業アドバイザーを新たに配置しました。今後も引き続き、人材育成を進め、学校の組織力を高めていくことが求められています。

(2) 校種間・家庭・地域との連携

子どもの実態や教育の系統性・連続性という視点から、さまざまな連携・協力の重要性への認識が高まってきました。学校が、子どもの「生きる力」を育むためには、校種^(注33)間の連携や家庭・地域との連携が不可欠です。

学校では、子どもが実感を伴って学ぶことができるよう、例えば、地域の素材を取り入れることや地域の方をゲストティーチャー^(注39)として迎えるなど、地域と連携した取り組みをしています。また、幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校の連携を図り、児童生徒の交流活動や教職員の研修会などを実施し、小1プロブレム^(注40)や小中ギャップ^(注41)への対応を進めています。特に義務教育9年間については、学びの系統性・連続性を重視した教育をさらに進めるために、平成28年度から小中一貫教育^(注4)をスタートさせました。また、これらの取り組みと併行して、学校選択制について見直しの検討を行いました。

学校における食育^(注5)については、現在、各学校で給食時間における指導に加え、関連教科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校教育活動全体において取り組むとともに、栄養教諭を中心としたネットワーク体制により、推進を図っています。平成28年7月に、中学校で全員喫食による完全給食を実施することを決定しました。中学校完全給食が開始すれば、中学校においても給食を活用した指導が可能となるため、小中学校の9年間で一貫した食に関する指導を深めて、より一層食育を推進することができます。また、子どもに望ましい食習慣を定着させるためには家庭との連携・協働が不可欠となります。

地域の協力を得て、学校図書館の整備や本の読み聞かせなど、子どもにとって豊かな学習環境や言語環境の整備が進んでいます。また、児童生徒の登下校を地域の方々が見守ってくれています。これらのことにより、地域の方との触れ合いや元気なあいさつが広がったことも報告されています。

子どもを取り巻く教育環境をさらに向上させていくためには、学校教育に関わる情報を積極的に発信し、学校・家庭・地域の共通理解を図っていく必要があります。

今後も、子どもの「生きる力」を育むために、学校、家庭や地域、関係諸機関、行政がそれぞれの役割を果たすとともに、さらに連携を深め、子どもの基本的な生活習慣や学習習慣、運動習慣を確立していくこと、規範意識^(注1)や社会性を身に付けさせていくことなどが求められています。

(3) 教育環境の整備

① 質の高い学びを実現する教育環境の整備

各学校では、安全点検や修繕をはじめ、日頃より整理整頓や清掃を心掛け、子どもが落ち着いた環境で学ぶことができるよう努めています。また、校舎内に子どもの学習のまとめや作品を掲示したり、花壇に草花を植えたりして、豊かな環境で学ぶことができるようになっています。

教育委員会としても、施設設備の整備や専門的な職員の配置、条件整備など、さまざまな教育環境の整備に取り組んできました。

学校防災に重点を置いた環境整備として、体育館や武道場の吊り天井などの非構造部材の耐震化を進めることや児童生徒用の防災備蓄品の配備を行いました。

学習環境向上させるための整備として、普通教室と特別教室の一部へ空調設備を設置することや児童生徒が使いやすいように、トイレの洋式化を含めた改修を進めています。

教育の情報化推進を図るための環境整備として、全ての学校に40台のパソコンを備えた教室を整備するとともに、全ての普通教室に1台、教職員一人に1台のパソコンを整備しています。普通教室用パソコンは、一部の学校においてタブレット型パソコンを導入しました。また、プロジェクタの更新も順次進めています。

今後は、これらのICT^(注42)機器の効果的な活用方法について、さらに調査研究を進め、子どもの学力向上へつなげていくことが課題となります。また、情報をすぐに発信・収集できる社会であるため、情報モラル^(注43)の向上や情報活用能力^(注44)の育成も求められています。

子どもの読書への関心や主体的に学ぶ力を育成するために、学校司書^(注13)などを配置し、学校図書館活用教育の充実を図っています。

小学校外国語活動^(注27)や中学校外国語教育の質の向上に向け、外国語指導助手(ALT^(注45))や外国人英語教員(FLT^(注46))といった専門的な職員を配置し、子どもの国際コミュニケーション能力^(注3)の育成に成果を上げています。

子どもの学習環境を考える上で、学校規模(学級数)も重要な視点の一つです。本市では、児童生徒数の減少により小規模化が進んでいる学校があります。学校では、いろいろな形態による効果的な学習を行ったり、集団の相互作用による思考力の育成を図ったりするためにも、活動に応じて少人数グループから大きな集団まで適切な規模の集団を組み、多様な教育活動を展開する必要があります。その中で、子ども同士が豊かな人間関係を築き、互いに学び合う学習環境を確保することが課題となっています。

② 子ども一人一人の教育的ニーズに応える教育環境の整備

子ども一人一人の教育的ニーズに応える支援教育^(注7)を推進しています。いじめや不登校^(注6)等学校生活における不安や悩みを解決していくために、専門的な視点から見立てや面接が必要となり、教育委員会内に教育相談窓口を設けました。各学校には、相談室を設置するとともに、スクールカウンセラー^(注22)やふれあい相談員^(注21)、登校支援相談員^(注21)、介助員^(注16)を配置し、必要に応じて、日本語指導員^(注18)、学校生活適応支援員^(注19)などを派遣し、支援の場や機会を充実させることに努めるとともに、支援教育コーディネーター^(注17)を中心とした校内における支援体制の整備に取り組んできました。また、さまざまな理由で在籍する学校へ通うことが難しい状況にある児童生徒が通える相談教室^(注24)を市内5箇所に設置し、在籍校への登校や社会的な自立を目的とした活動を行ってきました。また、特別支援学級^(注15)を全ての学校に設置しました。

平成24年7月には、中央教育審議会から『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム^(注47)構築のための特別支援教育の推進』という報告が出され、障害のある者と障害のない者が共に学ぶための「合理的配慮」の提供が必要とされています。さらに平成28年4月に『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)』が施行され、「差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の不提供の禁止」が義務付けられました。障害のあるなしにかかわらず、共に学び共に育つための人権意識をより一層高めるとともに、教材の工夫や施設・設備の整備、校内における

る支援体制の充実、交流及び共同学習の推進などの「合理的配慮」の基礎となる「基礎的環境整備」の充実が求められています。また、いじめや不登校^(注6)、暴力行為等生徒指導上の諸問題の未然防止や早期対応に向けて、小学校へのスクールカウンセラー^(注22)配置を進めています。今後も引き続き、児童生徒を取り巻く環境を整える働きかけをするスクールソーシャルワーカー^(注23)の活用も含め、校内外における相談体制をさらに充実させることが求められています。

就学支援については、経済的理由により、児童生徒が教育を受ける機会が損なわれないよう、支援が必要な児童生徒に対して、適切な支援ができるよう、就学支援の在り方について、検討する必要があります。

今後も引き続き、学校の教育環境を計画的に整備し、効果的に人材などを活用していくことが求められています。

※参考文献：「第3期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方について（報告）」

平成29年1月 中央教育審議会教育振興基本計画部会

今後4年間の取り組みの方向性

学校教育編では、「『生きる力』の育成」を、11年間(2011~2021)を通じて目指しています。子どもが社会の変化に受け身で対応するのではなく、主体的に向き合い、自らの可能性を発揮し他者と協働しながら豊かな人生を切り拓き、よりよい社会を創造していくためには、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」のバランスのとれた「生きる力」を育むことが重要です。そのため、これから4年間、校種^(注33)間の連携をさらに深めながら、5つの目標を掲げ、取り組みます。

- 「確かな学力」… 基礎的・基本的な知識・技能を習得し、それらを活用して自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力です。また、学習意欲も重要な要素です。
- 「豊かな心」… 自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心、勤労の尊さを重んじる心などです。
- 「健やかな体」… たくましく生きるために必要な健康や体力のことです。

【学校教育編 5つの目標】

- 目標1 子どもの学びを豊かにします
- 目標2 子どもの健やかな体を育成します
- 目標3 学校の組織力や教職員の力を高めます
- 目標4 学校・家庭・地域の連携を深めます
- 目標5 教育環境を整備し、充実させます